

RM インフォメーション VOL.20 INFORMATION 2004.8

●発行 株式会社日本アルマック 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5桜井ビル4F TEL : 03-3288-2755 FAX : 03-3288-2757

8月号 CONTENTS

- 常日頃のリスク対策が分ける明と暗
- リスクファイナンスとしての保険活用 第19回「水害リスク」
- 経営者のためのリスクマネジメント講座 第20回「リスク対策②」
- 時流を読む 「財務諸表の作成 中小、税理士の関与可能 他」

新潟・福島豪雨災害から見た災害対策事例

常日頃のリスク対策が分ける明と暗

7月13日に新潟県南部、福島県西部を襲った「新潟・福島豪雨」。今回は、新潟日報に掲載された本件に関する記事の中から、興味深い情報を一部ご紹介いたします。

電話や携帯電話での安否確認サービス開始
(参考記事：新潟日報7月13日夕刊)

NTT東日本とNTTドコモは県内の集中豪雨による被災者の安否確認手段として、13日午後4時から災害用の伝言サービスを始めました。ドコモのサービスとは「iモード災害用伝言板サービス」のことで、通信がつながりにくい状態においても、被災者が電子掲示板に安否情報を書き込むことで、家族等が安否を確認できるサービスです。今年1月から運用が開始されてから、今回が最初の実用事例となりました。今後認知度が高まり、ドコモ以外の機種でも利用できるようになれば、携帯電話の普及率を考えるとかなり有効なサービスでなるのではないのでしょうか。

校舎で一夜明かした児童生徒帰宅

(参考記事：新潟日報7月14日夕刊)

南蒲中之島町立中之島中央小と中之島中は、児童・生徒471人を学校にとどませ、水が引き始めた14日早朝から保護者同伴のもとで帰

宅させました。以前から、警報発表時などに児童生徒を無理に帰宅させることへの危険性が指摘されていたようです。一方県教委によると、13日に帰宅を試みた計20校の小中学・高校の児童生徒1,094人が、通学路が寸断される、保護者と連絡がつかず行き場を失う、などの影響を受けたとのことですから、前述の2校の判断はリスクマネジメント的に評価できる措置であったと言えるでしょう。

惨事高齢者を襲う 2階は遠く力尽き
(参考記事：新潟日報7月15日朝刊)

確認されている死者・行方不明者16名のうちの多くは高齢者でした。三条市で亡くなった3人は、いずれも70歳以上。うち女性二人はそれぞれ一人暮らしでした。また、足が不自由で寝たきりだった78歳の男性は一階のベッドから自力で脱出できず、妻が二階へ抱え上げようとしたのですが、間に合いませんでした。

二階以上で寝ることは地震対策としても効果的ですが、足が不自由など困難なケースもあります。高齢者をこのような災害から守るには、日頃から地域間のコミュニケーションを密にしたり、有事の際のネットワークを確立しておくなど、行政だけでなく地域住民の積極的な対策が必要でしょう。

リスク ファイナンス としての 保険活用

第19回 水害リスク

自然災害の中でも、地震と並んできわめて広範囲の地域に被害を及ぼすのが、水害です。

地震による建物などの損害は、地震保険しか対象にならないことはご存知かと思いますが、それでは、水害には水害保険があるのでしょうか？

実は水害については、火災保険や自動車保険でカバーすることができるのです。今回は、水害リスクについてご説明します。

地震を除く自然災害による、建物や家財などの損害については、火災保険の対象となります。しかし火災保険の種類によって、補償の範囲は異なります。

なかでも注意が必要なのは、水害に対する補償です。例えば、最もベーシックな普通火災保険や住宅火災保険では、水害は対象になりません。一方、「火災以外の損害も総合的に補償する」ことを目的としている店舗総合保険や住宅総合保険では、水害も補償されます。

ただ、水害は火災などの事故と違い、補償は最大でも保険金額の70%に制限されます（下図参照）。

【図】住宅総合保険の水災リスクの補償範囲

損害の規模	支払われる保険金
再調達価額の30%以上の損害が生じたとき	保険金額か実損額（どちらか低い方）×70%
床上浸水をして、再調達価額の15%以上30%未満の損害	保険金額×10% （1事故・1構内につき200万円限度）
床上浸水をして、再調達価額の15%未満の損害	保険金額×5% （1事故・1構内につき100万円限度）

※価額協定特約付きの場合です。
※店舗総合保険の補償範囲は若干異なります。

しかし個人向け火災保険の分野では、自由化に対応するため損害保険各社が独自の商品販売しています。自由化対応型商品の特徴としては、図に挙げた住宅総合保険よりも補償内容やサービスに優れており、その分保険料は割増になることが多くなります。水害に対する補償

も最大100%まで補償する商品が多いので、河川近くにお住まいの方などはご検討をおすすめします。

企業向け火災保険においては、「水災拡張担保特約」を付帯することで水害に対する補償を拡大することができます。また、個人向けと同様に水害100%補償を売りにした自由化対応型商品を販売している会社もあります。

しかしいずれの場合でも、企業物件は個人向け（住宅物件）よりも引受けのハードルが高いため、地域や建物構造などによっては引受けが困難だったり、保険料が高額になる場合があります。まずは担当代理店などに相談し、リスクの高さや自社の体力、保険料などを分析した上でご検討ください。場合によっては、自家保険などを組み合わせて補償を確保するのもよいかもしれません。

最後に、よくニュースなどで車が流されている映像を見たことがあると思いますが、自動車の損害も無視できません。7月の新潟・福島豪雨における損害保険金の支払い見込み額も、火災保険が約98億円（6,857件）に対し、自動車保険は約48億円（6,066台）と、かなり高い割合になっています。

車両保険には、地震・噴火・津波以外は補償する一般車両保険と、補償を限定して保険料を抑えた車対車+A特約付車両保険とがありますが、水害などの自然災害はどちらでも補償されます。

災害で大切な財産を失う前に、補償の内容を再確認してみたいかがでしょう。

リスクマネジメントの実践～リスク対策②

すべてのリスクをコントロールによって無くすことはできません。誰も地震を止めることはできないし、火災においても、自動車事故においても、どんなに気をつけていても起こってしまうケースはあります。

したがって、やはり経済的損失の発生は考えておかなければなりません。そこで必要なのが、資金繰り対策です。

資金繰り対策には、二つあります。一つは自己責任における保有、一つは保有の限界を超える損失の外部移転です。ここで、リスクに強い財務を確認しておきたいと思います。

①収益力

経常利益が1,000万円のA社と、1億円のB社があります。言うまでもなく、B社の方がリスクに強いことが分かるでしょう。もし1億円の損失が発生すれば、A社は赤字に転落しますが、B社はかろうじて赤字を免れます。

②自己資本力

①のケースで、A社の自己資本が9,000万円以下であれば債務超過に陥り、事業を継続することはできません。当然自己資本が多いほどリスクに強くなります。

③借り入れ力

いざという時資金がショートし、支払いがストップすれば、これも債務超過同様、倒産の定義に入ります。したがって、金融機関などからの借り入れ能力もリスクに強い財務の実現には大事な要素です。だからといって、借り入れに依存しすぎる経営は、貸し渋りなど別のリスクを生みますので注意が必要です。

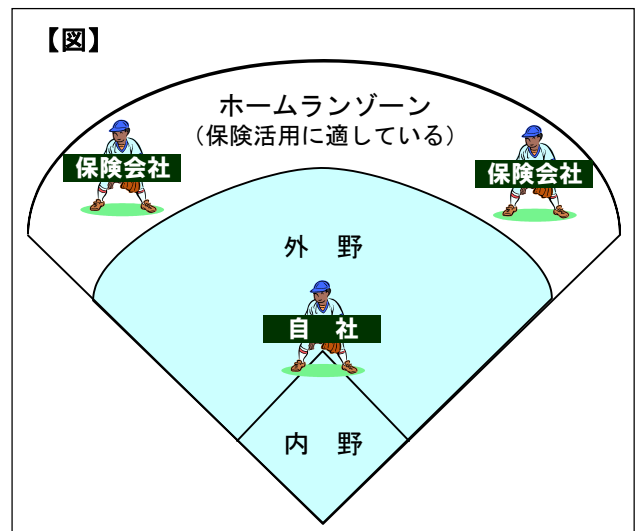
④保険

上記①～③については、自己責任におけるファイナンスです。しかし、財務には限界があります。収益、自己資本、借り入れと、中小企業ほどその規模は小さいのが通常です。したがって、自社の限界値を設定し、その金

額以上の損失への対策が必要です。それがファイナンスの移転対策です。その代表的なものが、「保険」です。保険は、自社ではカバーできないほど大きな損失への対策としては、もっとも一般的な手法です。

最近では、ART(代替的リスク移転手法)と呼ばれる、デリバティブ、リスクの証券化などの手法も出てきていますが、圧倒的に保険活用が多いのはご存知の通りです。

野球に例えると、打たれる可能性の低いホームランゾーンまで守ろうと思えば、コストが高くなります。したがって、内外野は自社で守り、ホームランゾーンは保険会社に守ってもらおう、という発想です(図参照)。これが、リスクファイナンスの基本です。



そして、収益力で吸収するために、損益計算書の中で経費処理、引当金などを用意したり、自己資本の中に自家保険(任意積立金)などを組み立てながら、対策を進ませていきます。

今回は「リスク対策の組み合わせ」

株式会社日本アルマック 代表取締役
日本リスクコンサルタント協会 専務理事
浦嶋 繁樹

時流を読む

リスクに対する感性が高まれば、自然と時代の「先」を読む力が備わってきます。最新ニュースをリスクマネジメントの視点で分析し、今後の展開や社会への影響を予想してみましょう。

財務諸表の作成 中小、税理士の関与可能

このたび法制審議会は、株主総会が税理士や会計士を「会計参与(仮)」に選任し、取締役と共同で株式会社の財務諸表を作成できる制度の創設を打ち出しました。中小企業の会計の信頼性向上が目的で、企業側は金融機関からの融資などが受けやすくなるメリットが期待できます。法務省は来年の通常国会に提出する新会社法案にこの制度を盛り込み、2006年度中の実現を目指します。財務諸表の作成、保存、開示に至るまで会計の専門家が関わることで、会計監査人がいない中小企業にありがちな虚偽記載などを防ぐ狙いです。

しかし取締役と共同で財務諸表を作成すると、独立した立場で行う監査と比べて責任は重くなるでしょう。仮に粉飾決算などが発覚し、会計参与も取締役と同じ責任を負うとなればかなりのリスクです。果たして引き受ける税理士や会計士がいるのかどうか、というのも今後の論点になるかもしれません。

世帯の所得格差最大に 上位25%の所得75%占める

所得や資産の格差がどれだけあるかを示す指標を、ジニ係数といいます。全世帯の所得が同じであればゼロになり、所得格差が開けば1に近づく仕組みです。

厚生労働省の調査によると、国内のジニ係数は年々上昇しており、2002年時点で0.4983。これは上位25%の世帯が、全体の所得の75%を占めている状態にほぼ近いといえます。また、各世帯の所得から税金や社会保険料を差し引き、受けた社会保障サービス分を加えたものを再分配後の所得といいます。低所得者ほど負担に対する給付割合が多いため、再分配後は所得格差は縮まりますが、それでもジニ係数は0.3812と、およそ上位30%が全体の70%の所得を占める値。

それでもまだ米国や英国よりは格差が小さいと言えますが、ジニ係数の上昇率は日本が上回っています。高齢化や失業率上昇など、さまざまな所得格差の拡大要因が改善しないと、近く米国並の不平等社会に陥るのは必至でしょう。

本コーナーは、(株)日本アルマック主催「全国リスクマネジメント研究会セミナー」の内容を編集したものです。セミナーの概要、参加申込方法等については、お気軽にお問い合わせください。

編集後記

職場での受動喫煙をめぐり、東京都江戸川区の職員が同区に損害賠償を求めた訴訟で、同区の敗訴が確定しました。愛煙家には片身が狭いでしょうが、公共機関はもちろんのこと、各事業所・店舗における分煙対策の必要性は今後さらに高まっていくでしょう。

少し前からJT（日本たばこ産業）も、喫煙者のマナー向上をかなり具体的に呼びかけるCMを展開しています。一方で、女性向けでしょうかタバコ特有の嫌な匂いを抑えた商品のCMも見かけますね。しかし煙が無臭になるということは、周囲の人は受動喫煙していても気づかないのでは？それはかえって危険な気がします…どうなのでしょう？（米原）

RM INFORMATION 2004.8

2004年8月発行 定価420円（税込）

ご意見・ご要望は上記までお寄せください。